

国民健康保険条例の一部改正等 36議案を議決

市議会第4回定例会を11月29日から12月21日までの23日間の会期で開催し、議案36件、意見書1件、陳情2件を議決しました。なお「子どもの権利と未来を守ろう条例」、「公共調達条例」、「湧水・地下水保全条例」の3件は継続審査となりました。(8頁参照)

一般質問は、21名の議員が5日間にわたり、市政運営について市長等と議論を交わしました。(2～7頁参照)

また初日には、小金井市可燃ごみの広域支援に係わる対応方針について、最終日には、小金井市長選後のごみ共同処理等について、行政報告を受けました。



殿ヶ谷戸庭園 (国指定名勝、国分寺駅南口より徒歩2分)

国民健康保険条例等の一部改正条例を 賛成多数で可決

議案第124号「国分寺市国民健康保険条例等の一部を改正する条例」は、国民健康保険事業の安定した運営に資するよう国民健康保険の税率等を改めるというものです。

主な内容としては、「所得割の保険税率は、平成24年度に引き上げを決定していたが今年度のままに据え置き、均等割は、医療分の1万6,800円を2万8,000円に、後期高齢者支援金分の3,800円を1万2,000円に、介護分の8,000円を1万4,000円に引き上げ、平等割は既定のとおり賦課をしない。保険税の課税限度額については、医療分と後期高齢者支援金分は1万円、介護分は2万円引き上げる。なお、均等割については、一定の軽減策を設ける。」というものです。

委員会においては、委員から、赤字の要因として過交付返還金を説明しているが、加入者に責任はなく、加入者に転嫁するのはおかしいのではないかと質疑があり、これに対し担当より保険給付費の伸びや後期高齢者支援金等の伸びが原因であるとの説明がありました。また、

委員から制度を作った国と共に赤字に陥らないよう運営する責任は国分寺市にあるとの指摘があり、これについては副市長より、全国市長会なども国保財政の改善方について継続して国に要望を出しているが実現できない現状にある。今回の改定は、一定の軽減措置を行い、また一般会計の繰出金についても適正規模を考慮したものである。市全体の財政運営の責任も踏まえて判断してきたとの答弁がありました。

また、他の委員から、確実に赤字は出てきており、10年20年先の国民健康保険の状況を勘案する必要性や厚生年金等の加入者との保険料の比較等を見ても、今回の改定は妥当であるとの見解が示されています。

次に、本会議における討論では、反対の立場からは、均等割が値上げとなっており、世帯の構成人数により負担も上がり、低所得者への負担率が高くなる。格差社会のもと認められるものではない。赤字分の3億3,600万円についても国保制度の運営上の問題で生じたものであり、国保の加入者には責任のないものである。また、医療給付費が毎年3%ずつ伸びていくといった根拠も成り立たないことが明らかになったとの討論がありました。

また、賛成の立場からは、税収が横ばいの状況にある一方、保険給付費は増加している。保険者として安定的な国保財政の運営に向けて中長期的な見通しのつけ方が甘く、危機的な財政運営を招いたことに対し、市長の責任を求める。しかし、一般会計の状況も厳しい状況にあり、これ以上の繰り入れはできないと判断せざるを得ない。今回の改定が、被保険者の健康を保持するための制度設計へと変革していく道筋となることを強く求めたいとの討論がありました。

本案は、委員会、本会議ともに賛成多数で可決しました。

小金井市可燃ごみ処理支援に係わる 一般会計補正予算(第5号)を 賛成多数で可決

11月29日の本定例会初日に行政報告として、小金井市可燃ごみ処理支援の対応方針について、市長等から報告を受けました。その内容は、小金井市からの要請に基づき可燃ごみの処理支援を行うというもので、11月26日に開催した市民説明会では、今後の小金井市とのごみ共同処理についてなど様々な意見をいただいたが、支援については一定の理解をいただけたと判断し、12月1日より平成24年3月末まで1,200t以内の処理支援を開始する、というものです。この報告に対し、受入れに至った経過や今後の小金井市とのごみ共同処理についての質疑を行い、今回の処理支援に関し市民に対する十分な情報提供等を要請しました。

また処理支援開始後の12月14日に開催された「ごみ対策特別委員会」では、支援処理状況等の報告を受けました。

2月26日に「日曜議会」を 開催します

議会を傍聴してみませんか

市議会では、平日に議会の傍聴に来られない市民の方に議会を傍聴していただけるよう日曜議会を開催しています。

2月24日(金)から開催される平成24年第1回定例会では、2月26日の日曜日に本会議を開催し、市長の施政方針に対する各会派の代表者質問が行われます。

どなたでも傍聴できますので、多くの市民の皆様のご来場をお待ちしております。※場所は市役所第1庁舎3階議場で、午前9時30分から開始予定です。